

## 農業改良普及事業の新制度への対応実態

— 鹿児島県の事例を中心に —

曾 雅・秋山邦裕<sup>\*</sup>

(農業経営学研究室)

平成19年8月10日 受理

### 要 旨

本研究では、農業改良普及事業の制度改革を受け、鹿児島県の事例を中心に県レベルにおける対応実態を明らかにすることを目的とする。その結果は以下の通りである。第1に、鹿児島県においては専門技術員の機能を引き継ぐ普及指導員が置かれている。要点はこれらのスペシャリストをいかに配置し、いかに活用していくのかである。第2に、国からの交付金は縮小されたが総事業費は必ずしも縮小しておらず、農業県である鹿児島県においては増加した場合も見られる。第3に、組織の統合化や総合化が進んでいるが、従来どおりの普及活動が継続されている。第4に、今後の課題として農協・市町村・農家との一体的な連携体制の構築や普及指導員の資質向上などが挙げられる。

キーワード：農業改良普及事業，鹿児島県，専門技術員，農協，営農指導

### I. 課 題

普及事業の重点化・効率化・高度化と都道府県の自主性の発揮をねらいとして、改正農業改良助長法が平成17年4月に施行となった。法改正後の枠組では、専門技術員と改良普及員の一元化、普及手当の弾力化、普及センターの必置規則の撤廃や資格試験受験要件の引上げなどが謳われており、農業普及事業は抜本的な見直しの時期を迎えた。また、普及事業交付金についても見直しが行われ、平成18年度予算で税源移譲された人件費は9割以上となった。現在、各都道府県では普及事業の見直し作業が進められており、改革をすでに具体化する段階に入っている。一方、普及事業の重点化、効率化を図るためには、民間、特に農協の営農指導事業との連携は従来にも増して強化する必要がある。営農指導事業は2001年農協法改正によって農協の第1事業に格上げされ、2003年に農協経済事業改革の一環として見直しが行われている。

本研究では、農業改良普及事業の制度改革を受け、

鹿児島県の事例を中心に県レベルにおける対応実態と、農協の営農指導事業との連携の実態を明らかにすることを目的とする。

まず農業改良普及事業に関する制度改革の背景・内容についてまとめる。次に鹿児島県の農業・農政の概要を紹介した上で、鹿児島県における農業改良普及事業の新制度への対応実態と農協の営農指導との連携の実態を明らかにする。最後に今後の課題について検討する。

### II. 協同農業普及事業の制度改革

#### 1. 経 緯

2002年に「地方分権改革推進会議」が改良普及事業の見直しに言及したことを契機に、農林水産省においては、「普及事業の在り方に関する検討会」を発足させ、2003年4月に協同農業普及事業の役割と今後の活動・組織の方向等を内容とする「普及事業の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめている。そして、2003年6月に「経済財政運営と構造改

<sup>\*</sup>：連絡責任者：秋山邦裕（鹿児島大学農学部 生物生産学科 農業経営学研究室）  
Tel：099-285-8623, E-mail：akiyama@agri.kagoshima-u.ac.jp

革に関する基本方針2003」が閣議決定され、協同農業普及事業については、①普及センターの必置規制の廃止、②普及手当支給の上限規定の廃止、③今後3年で交付金2割程度の縮減、④平成18年度までに交付金の一般財源化等その在り方等について検討を行うという結論を得た。以上の改革方向を踏まえ、高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開、都道府県の自主性の発揮等をねらいとする農業改良助長法改正案が2004年5月に国会で可決され、2005年4月施行となった。

2. 制度改正の内容

表1は協同農業普及事業の制度改正の概要をまとめたものである。

1) 農業改良助長法の一部改正

- ①普及職員一元化。政策課題に対応した高度かつ多様な技術・知識を、よりの確に農業現場に普及していくため、専門技術員、改良普及員を普及指導員に一元化し、調査研究と普及指導を一体的に行う。
- ②地域農業改良普及センターの必置規制の廃止等。都道府県が自主性を発揮し、弾力的・機動的な事業

運営ができるよう、センターの必置規制を廃棄する。

- ③農業改良普及手当の弾力化。都道府県自らの判断で、実態に応じた運用できるよう、農業改良普及手当の名称を普及指導手当に変更し、現行の上限規定を廃止する。

2) その他の見直し

- ①資格試験受験要件の引上げ等による普及職員の資質向上

改良普及員と専門技術員の2つの資格試験が廃止され、新たに国が主催する普及指導員資格試験が実施される。高度な専門技術に関する知識を有するとともに、現場における課題解決能力を備えることが普及指導員に求められるため、資格試験の受験に当たっては、一定の学歴及び実務経験を課す。実務経験は農業又は家政に関する試験研究、教育、普及指導とする。学歴及び実務経験年数の要件について、大学院修了者は2年以上、大学等卒業者は4年以上、短大等卒業者は6年以上、高等学校卒業者は10年以上となっている。

また、専門技術員資格試験合格者は普及指導員の資格試験に合格した者とみなす。改良普及員資格試

表1 農業改良普及事業の制度改革の内容

	制度改革の前	制度改革の後
普及職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二種類の職員を設置</li> <li>・固定的な役割分担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を一元化し、調査研究と普及指導を一体的に実施。職員の資質を向上</li> <li>↓</li> <li>・職員配置は都道府県の裁量に任される</li> <li>・少数精鋭、柔軟・効率的配置が可能</li> </ul>
地域農業改良普及センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄地域を設け設置</li> <li>・改良普及員は普及センターに所属、管轄区域で活動を実施</li> <li>・センター所長は改良普及員に限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの必置規制を廃止</li> <li>・センターの地域管轄及び職員の所属要件、所長要件を廃止</li> <li>↓</li> <li>・センターの設置は都道府県の裁量に任される</li> <li>・弾力的・機動的な運営が可能</li> </ul>
農業改良普及手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当の上限を規定</li> <li>・ほとんどの県で一律に上限値で支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当の上限規定を廃止</li> <li>↓</li> <li>・手当の支給は都道府県の裁量に任される</li> </ul>
資格取得要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改良普及員（県が実施） 大学卒業者</li> <li>・専門技術員（国が実施） 普及等経験10年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及指導員（国が実施） 大学院修了者：実務経験2年以上</li> <li>↓</li> <li>普及職員の資質向上を図る</li> </ul>
協同農業普及事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業範囲が拡大</li> <li>・農業者の高度、多様な技術指導ニーズへの対応が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・革新的技術・経営方式の普及、地域農業のコーディネートに重点化</li> <li>・普及職員の資質高度化</li> <li>・民間との役割分担の明確化</li> <li>↓</li> <li>・事業の重点化・効率化が進展</li> </ul>

験合格者については、一定期間（法律施行後3年間）、普及指導員の資格試験に合格した者とみなされる。ただ、経過措置後も普及指導員となるためには、法律施行後3年間の間に普及指導員資格試験に合格する必要がある<sup>1)</sup>。

②協同農業普及事業の実施に関する見直し

今後、先進的な経営体等への高度な技術革新の支援と関係機関等との連携の下に推進する地域農業のコーディネートに、協同農業普及事業の重点化を図る一方で、他の機関や民間が担うべき分野を明確にし、それぞれが役割を分担して全体として効果的・効率的な普及事業を推進する。

3) 三位一体改革に関連した補助事業の改革

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で、協同農業普及事業交付金については2003年～2006年の三年間に2割削減（252億円×80%＝203億円）という結論を得た。その後、交付金の一般財源化に関しては、政府・与党合意により、交付金の9割を占めている人件費分（約182億円）のうち8割を税源移譲するとしていた（146億円）。しかし、2005年に全国知事会等地方6団体は事業費及び残りの2割の人件費（57億円）の全額移譲を要求した。これを受け、人件費より21億円が追加で移譲されることになった。その結果、人件費の税源移譲割合は91.8%となり、2006年の交付金の予算は36億円で、

交付金額が最も多い年度である昭和56年度の11%にまで減少した（図1）。

Ⅲ. 鹿児島県における農業普及事業の見直し

1. 鹿児島県の農業、農政及び担い手の概要

鹿児島県は日本の西南部、九州南端に位置し、東西約270km、南北約600kmに広がり、総面積9,187km<sup>2</sup>で薩摩、大隅の二大半島からなる県本土と、甌島、種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島など200有余の島々からなっている。温暖な気候、広大な畑地などの特性を活かして、野菜、花き、茶などの生産が盛んに行われている。また、日本一の畜産県でもあり、豚、ブロイラー、肉用牛（黒毛和種）の飼養頭羽数は全国一である。農業は食品加工業等とも結びついた鹿児島県経済を支える基幹産業となっている。

鹿児島県においては、「食と農の先進県づくり大綱」を平成18年3月に策定し、「担い手づくり」、「産地づくり」、「食育・地産地消」、「安心・安全農林水産業」、「農山漁村づくり」の5つの「先進県」を形成するための施策の基本的な方向と講じる施策の内容を明らかにしている。日本の南の食料供給基地としての役割を担いつつ、農業者が自信と誇りを持って取り組める農業と活力ある心豊かな農村社会の建設を進め、生産者と消費者、都市と農村が共生

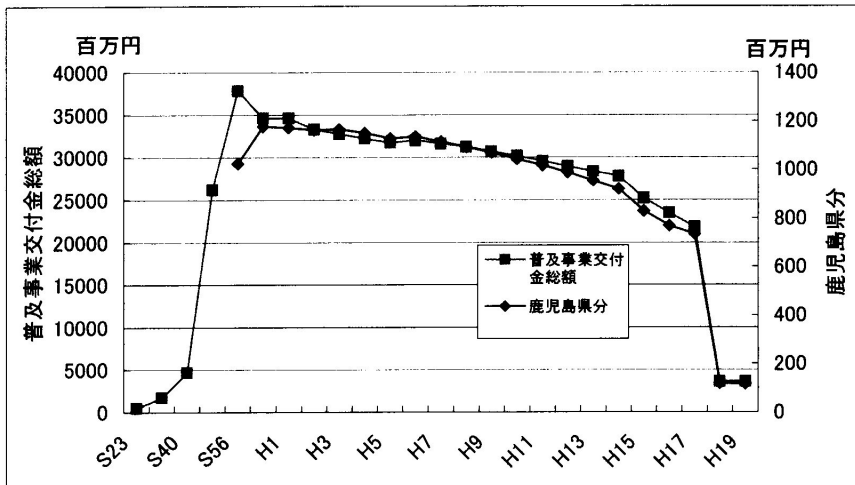


図1 普及事業交付金の年度別の推移  
出所：鹿児島県経営技術課からの資料に基づき作成

<sup>1)</sup> 受験資格については、農業又は家政に関する試験研究、教育又は普及指導に関する実務経験が2年以上あるという要件がある。試験内容は基礎的技術や専門的技術に関する知識などの試験課題が免除され、書類審査、記述試験（小論文のみ）、口述試験のみとなる。

する、「力みなぎる・かごしま」の実現に向けた取組を進めている。平成18年度鹿児島県農政の施策体系の中で、環境との調和に配慮した産地づくり等に関する施策が最重要とされた。

担い手については、農家数の減少、高齢化が急速に進む一方で、新規就農者、法人と認定農業者も育ってきている。新規就農者数は平成2年の107人から平成18年の335人と、法人は平成7年の390社から平成18年の797社へと増加し、認定農業者も平成7年の1,750人から平成18年の8,229人へと急増した<sup>2)</sup>。

## 2. 地方分権・行財政改革の下での農業普及事業

平成9年の地方分権推進委員会の第2次勧告を受け、各県は県の行財政改革の一環として普及組織の改編に取り組んできた。それまで全国的に均衡のとれた普及事業を展開するという観点から維持されて

きた各県の普及組織は大きな変革を迎えた。

鹿児島県も例外ではない。平成13年に県内の農業改良普及センターが28から15へと統合再編された。そして、平成17年12月に県の「組織機構改革方針」が策定された。これに基づき、平成19年に県内を7区域に区分し、84の出先機関について区域ごとに総合事務所化を図り、地域振興局及び支庁を設置したのである。15の農業改良普及センターは10の農林(水産)事務所と統合され、地域振興局・支庁における農林水産部(7本所・8支所)の1つの課として位置づけられた。図2は地域振興局・支庁における農業改良普及センターの位置づけをあらわしているものである。それは簡素で効率的な組織・機構をめざしての再編であるとともに、農林水産関係の専門的な組織を1つの総合的な組織にすることで、各部門の横の連携を順調にすることがねらいとされて

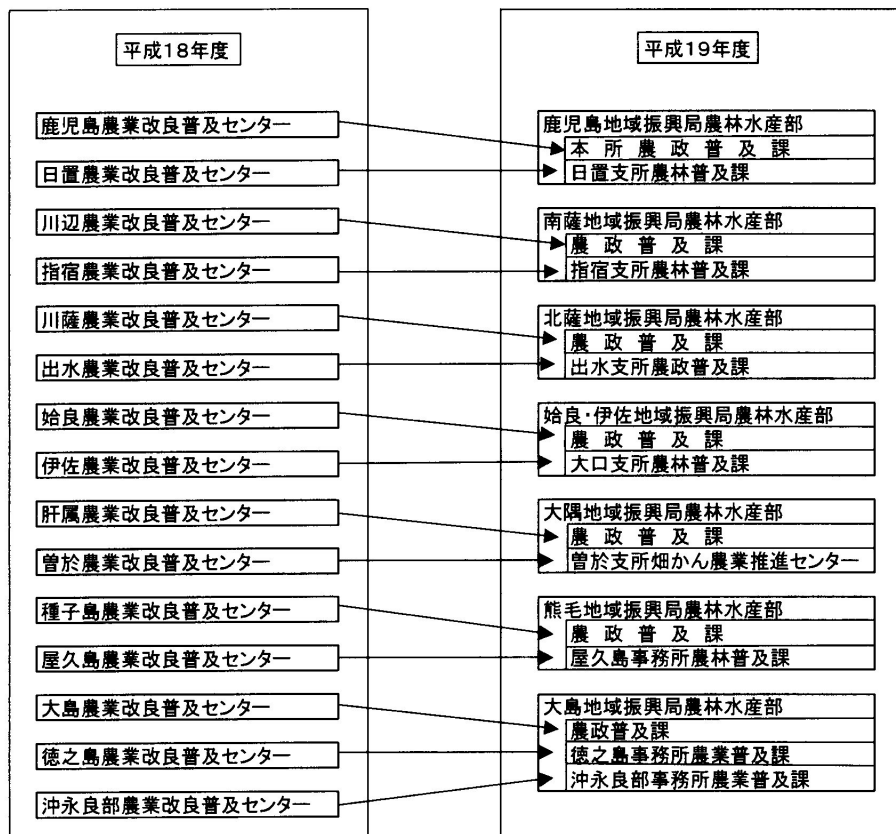


図2 鹿児島県における農業改良普及センターの再編

出所：鹿児島県経営技術課への聴き取り調査により作成

<sup>2)</sup> 鹿児島県経営技術課からの資料。

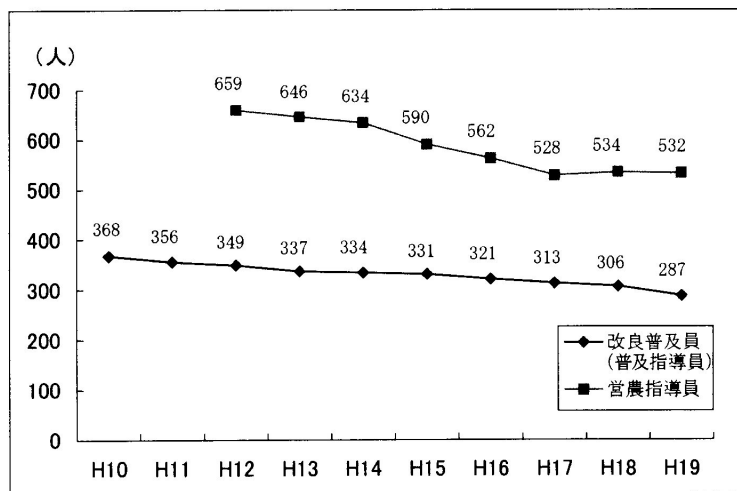


図3 鹿児島県における改良指導員(普及指導員)及び営農指導員の人数の推移  
出所：鹿児島県経営技術課とJA鹿児島県中央会からの資料に基づき作成

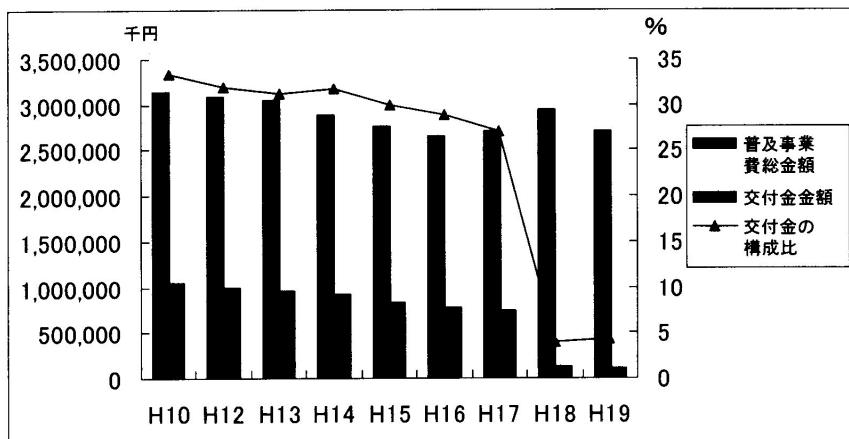


図4 鹿児島県における農業普及事業費の構成比  
出所：鹿児島県経営技術課からの資料に基づき作成

いる。さらに、平成22年に曾於支所畑かん農業推進センター以外の7の支所が駐在になる予定である。

このようなスリム化を目指した組織再編に伴い、図3から分かるように改良普及員の人数も平成10年の368人から平成19年の287人まで減少した。平成22年に支所が駐在化になることで、普及職員が今後とも減員される可能性が高いと思われる。

図4は鹿児島県における農業普及事業の構成比の推移に関するものである。国からの交付金は毎年減少しており、特に税源移譲に伴い、平成18年度に交付金が普及事業総金額に占める割合が4%と激減した。一方、一般財源が増えていたことにより、普及

事業費総金額が平成16年度から平成18年度まで年々増加していたことも図4から読み取れる。平成19年度が少々下がっていたが、それも税源移譲前の平成17年とほぼ同じレベルである。

### 3. 制度改正に伴う農業普及事業の見直し

以上のような農業普及事業の現状を踏まえた制度改正に伴い、鹿児島県においては、平成18年4月に農業普及事業について下記の見直しを行った。

#### 1) 普及指導活動の対象・課題の重点化

まずは指導対象の重点化である。普及事業の対象を国の経営所得安定対策等大綱等を踏まえ、認定農

業者及び認定農業者志向者など今後の鹿児島県の農業を担う者に重点化する。これらの担い手に対する支援内容は試験研究機関等で新たに開発された技術・優良品種等の導入支援、経営診断に基づく経営改善支援、規模拡大・法人化支援などとなる。一方、直売所の運営や村づくりを実践する組織のリーダーなど、地域農業の活性化を担うリーダーに対し、コーディネート機能を活かした支援活動を行う。支援内容は組織化、活動支援、地域リーダー育成などとなる。

次に、鹿児島県農政の方向を踏まえ、普及事業においては次の5つを基本的課題とする。①かごしま農業を担う人材等の育成・確保に向けた取組に対する支援。②全国に誇る農畜産物の産地育成に向けた取組に対する支援。③環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援。④安心・安全な食の確保に向けた取組に対する支援。⑤地産地消、村づくりなどの農村地域の振興に向けた取組に対する支援。

## 2) 普及活動の効率化

第1に、農業開発総合センターに「普及情報課」が設置された(図5)。

平成18年に農業の総合的な拠点として農業技術の開発と担い手の育成を効率的かつ総合的に推進するため、これまでばらばらに設置されていた農業関係試験場や農業大学校を再編・統合し、農業開発総合センターとして発足させた。そこに研究・教育(農大)とともに普及も一カ所に配置し、それぞれの機能を補完強化することで農業開発総合センターとしての総合力を発揮することや、試験研究部門と普及部門との連携が取りやすく、開発した技術の普及と現地からの課題の伝達が迅速かつ的確に行われることをねらいとして、農業開発総合センターに「普及情報課」を設置した。その中に、

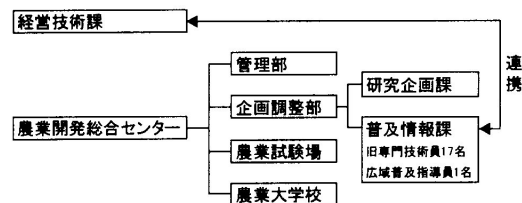


図5 普及情報課の設置

出所：鹿児島県経営技術課からの資料と聞き取り調査に基づき作成

## ①従来の専門技術員の機能を引き継ぐ普及指導員を集中配置

制度改正で専門技術員の廃止を受けて、鹿児島県においては、すべての普及指導員が個々に、試験研究成果や生産・経営技術情報及び関連資料等の収集・管理を行うことは効率的ではなく、これらを一元的に行い、関係普及指導員に加工・伝達する者が必要であるという理由で、従来の専門技術員の機能を引き継ぐ普及指導員が置かれている。

これまで本庁経営技術課とそれぞれの地方試験場に配置されていた17名が、平成18年度から「普及情報課」に集中配置された。その中に総括専門技術員と主任専門技術員が置かれている。これによって期待されるメリットは、(a)試験・教育との連携を強化すること、(b)情報ネットワークを構築しやすいこと、(c)専門技術員集団としての意志決定システムが整えること、などである。その一方で行政との連携は多少薄れてきている。

## ②広域普及職員の配置

より高度な専門技術や、生産者は限られているが一般的な技術ではない技術等へ対応するため、広域に活動を展開する普及職員を配置する。

平成19年に、県内の初の広域普及職員として有機担当普及員<sup>3)</sup>1名を農業開発総合センターの普及情報課に配置した。有機担当普及員は地域の普及組織と連携し、県内の有機農業に関する技術及び経営に係わる普及指導活動、並びに活動に係わる成果の蓄積、情報発信等を行う。有機農業に続き、酪農、黒豚(養豚)、養鶏等の広域普及職員の設置についても検討されているところである。

広域普及職員が普及情報課に設置されることによって、情報の収集量が増えることなどが期待される一方で、農業者との物理的距離は拡大し、出張に伴う職員の負担は大きくなるというデメリットも考えられる。

第2に、専門項目及び普及職員数の見直しが行われた。

現行の専門項目を見直すとともに、今後重点的に推進する品目等へ集中した普及職員の配置を実施する。見直しのポイントは、①施設と露地の区分等指導対象の重点化に伴う分野の専門化を図った。②新規就農者、青年農業者、女性など多様な担い手農家

<sup>3)</sup>有機農業推進法の施行や有機農業の推進に関する基本方針の公表を背景に、有機農業への普及組織も取り組みを強化する必要がある。平成19年現在、鹿児島県には有機農業生産者が合計125名存在する。始良地区を中心に有機農産物の作付面積は約200haである。

育成を総合的に推進するため、「担い手育成」を新設した。③集落営農組織の育成・法人化や地産地消、都市農村交流、地域農産物活用等を促進するため、「地域振興」を新設した。④経営体育成、法人化などの農業経営の高度化や情報化を図るため、これまでの「農業経営」を「経営及び情報」として組替・拡充した。

3) 普及活動の高度化への対応

普及職員の一元化という制度改正を踏まえ、普及活動の高度化を図るため、鹿児島県においては以下のような対応を行った。

第1に、全ての普及職員が調査研究活動を実施することになった。平成18年4月から、普及職員がそれぞれに調査研究のテーマをもち、活動を展開するようになった。テーマは主に①試験研究の成果及び先進農家等の開発した技術で、農家に速やかに浸透を図る必要のある課題等、②地域の農業者の意向把握などの実態調査、先進的事例の調査・収集、理論化すること等、である。そして、調査研究活動により得られた成果を年度末にまとめ、主務課である経営技術課に提出する。これらの成果を広く交換し蓄

積することで、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開することを図っている。

第2に、普及職員に対する研修の充実である。鹿児島県においては、概ね5年間における「普及指導員研修実施方針」及び単年度研修計画を作成して、新任者研修、機能強化研修、企画・運営能力強化研修等、普及職員に対して経験年数や資質に応じた体系的に研修を行っている。平成19年度研修計画のポイントは、緊急課題である集落営農組織育成の推進に関する研修と、経営体育成に視点を置いた産地育成の手法についての知識、技術の習得を内容とする機能強化研修などに置かれている。また、普及指導員資格試験への対応として、資格の未取得者を対象とする集合研修を実施している<sup>1)</sup>。

IV. 農協の営農指導事業との連携

1. JAグループ鹿児島の営農指導体制

鹿児島県の農協関連の数値を確認しておこう。平成19年現在の農協数は18であり、農協の合併統合と人員合理化により職員数は平成6年度から平成15年

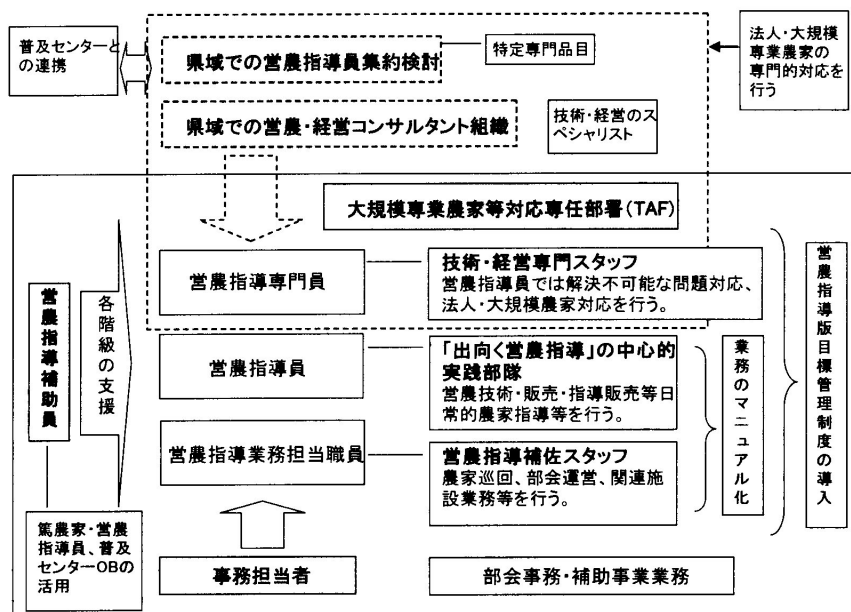


図6 JAグループ鹿児島の営農指導体制のイメージ図

出所：JA鹿児島中央会「JAグループ鹿児島営農指導体制整備強化方策」により

<sup>1)</sup>平成19年は普及指導員資格試験制度の実施に伴う経過措置の最後の一年となる。普及指導員の受験資格がある680名の県職員のうち、現在616名(90.6%)が普及指導員の資格を取得している。普及指導員の資格試験合格率は約88%となっている。

度までの9年間で2,364人減少し、減少率は23.6%である。営農指導員は平成7年の696人から平成19年の532人まで下げ止まっている[1]。JA鹿児島中央会が平成16年3月にまとめた「JAグループ鹿児島営農指導体制整備強化方策」の中で、今後の営農指導事業について、①組合員の階層別に応じた効率的な営農指導体制の構築、②大規模専業農家等対応専任部署TAF、県域の「営農・経営指導コンサルタント組織」、営農指導補助員（篤農家と営農指導員・普及員OB）、事務担当者の設置などによる重層的な営農指導体制の整備、という2点を核とする強化方策を打ち出している（図6）。平成19年度現在、11のJAにTAFが設置され、重層的な営農指導体制はできつつあるが、営農指導員の不足のため、階層化した営農指導体制の構築はなかなか難しい。

業を行う農協との連携は重要である。鹿児島県においては、関係機関団体の緊密な連携協調の場として、県園芸振興協議会が専門ごとに設置されている。図7は県園芸振興協議会の組織図である。県域においては、県農産園芸課、農業開発総合センター、経済連などを主な構成員とする本部指導班が置かれている。その中に、野菜・花き・果樹振興の推進方策等の企画検討に当たる企画部会、並びに品目別技術の確立・指導及び地域の技術経営課題の解決に当たる技術部会が設置されている。そして、地域レベルでは、同協議会支部が旧農業改良普及センター所管地域ごとに設けられている。事務局が各地域振興局・支庁の普及業務担当課に置かれている。支部には、地域振興局・支庁の普及業務担当課、農協、市町村等を主な構成員とする技術部会が設置され、本部と連携しながら、産地育成指導、技術経営指導、生産組織育成、有利販売展開の支援などを行っている。また、県園芸振興協議会以外に、各市町村に技術員連絡協議会が普及員、市町村職員、農協営農指導員の交流や意見交換の場として設置されている。

2. 普及事業と農協の営農指導事業の連携

地域における営農指導は、普及組織はもとより、市町村や農業委員会、農協等が相互に連携しながら担っている。その中で、特に普及組織と営農指導事

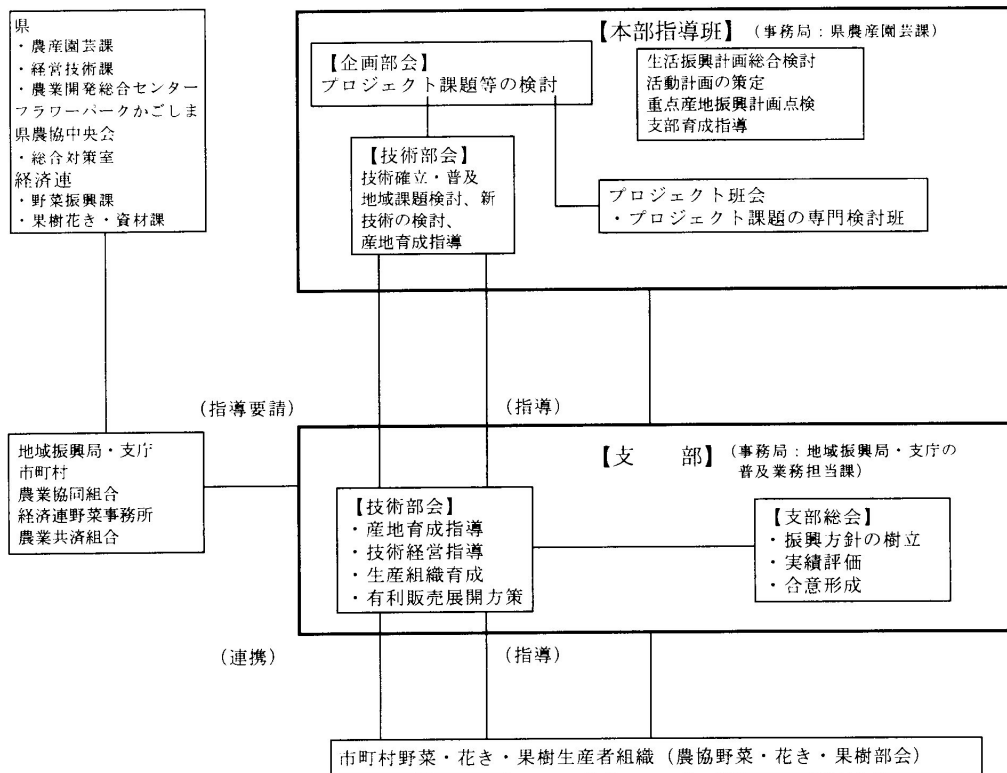


図7 鹿児島県園芸振興協議会の組織図

出所：鹿児島県農産園芸課の資料より一部抜粋



行財政改革や農協合併が進んでいる中、鹿児島県においては普及員と営農指導員の人数がともに減少し、普及組織も農協も広域化が進み、農業者との接点が少なくなっている。それに、農家のニーズが多様化しており、地域関係機関の指導機能の低下と連携した活動体制の弱体化が懸念される状況にある。今後の普及事業と営農指導事業の役割分担について、鹿児島県はおおよそ次のように想定している。普及事業は認定農業者や集落営農のリーダーの指導を主体的に行い、営農指導事業は認定農業者や集落営農のリーダー以外の組合員の指導を中心に担当するというものである。また、普及指導対象の重点化に伴う一般農業者への対応としては、「若手JA営農指導員等の技術指導力向上に対する支援」、「肥料・農薬など購買窓口などに病虫害防除や生産に関する情報を提供」などが、鹿児島県の「今後の普及事業のあり方について」の中に明記されている。ただ、県が想定している役割分担は営農指導事業と経済事業を結びつけるという農協の方針にとっては望ましくない方向であろう。一方、「JAグループ鹿児島営農指導体制整備強化方策」では、「関係機関との連携」の項目において、既存の行政等連携組織の見直し再編や技術員連絡協議会の再編が今後の検討課題として挙げられている。

## V. 小 結

本稿では、農業改良普及事業に関する制度改正の背景・内容についてまとめた上で、鹿児島県における農業改良普及事業の新制度への対応実態と農協の営農指導との連携の実態を明らかにした。以下は本文のまとめである。

第1に、鹿児島県においては、専門技術員の機能を引き続き普及指導員を設置し、農業大学校と試験場を統合した農業開発総合センターの普及情報課に集約配置している。制度改正で専門技術員が廃止されたが、鹿児島県と同じように、ほとんどの県には専門技術員の機能を引き続き普及指導員が置かれている。これらの普及職員がスタッフ機能として、一番のスペシャリストという形で位置づけられている。これらのスペシャリストをいかに配置し、いかに活用していくのかは一つの要点である。

第2に、平成18年度に交付金のうち人件費相当分の9割以上が税源移譲された。都道府県が財政難に直面している中、農業改良普及事業を縮小する恐れ

があると指摘されてきたが、鹿児島県の場合は交付金が縮小したものの普及事業の総事業費は増えている。つまり、交付金が縮小することは必ずしも総事業費の縮小を意味するものではなく、要は都道府県にやる気があるかどうかである。

第3に、平成19年に鹿児島県の農業改良普及センターは農林（水産）事務所と統合し、地域の合同庁舎に置かれることになった。組織の統合化や総合化の中で、普及事業が行政に埋没してしまう恐れがあるという指摘があるが、鹿児島県においては、組織がかわっても従来どおりの普及活動が継続されているようである。また、行政との連携が強化され、農業関係機関との情報交換が以前よりスムーズに行われていると聞く。ただ、平成22年には支所の駐在化に伴う普及指導員の減員を実施する可能性が高い。そうなると、平均的に一人の普及指導員が担当する農家の数が増えたり、普及指導員が補助金関係の事務の仕事も兼務したりすることも多くなり、地域における普及指導機能が弱体化する恐れがある。

そして、今後の普及事業の展開にとって重要な課題のひとつとして挙げられるのは、いかに農協、市町村、そして農家との一体的な連携体制を作るのか、ということである。特に農協の営農指導事業との連携である。そもそも農業改良普及事業と農協営農指導事業の改革が別々に行われていることが問題であり、改革が実を結ぶためには、地域農業、農家にとってどのような営農指導体制が望ましいのかという観点から検討を一体的に行う必要がある。そして、今後の地域における営農指導体制のあり方を明確にした上で、普及組織や農協をはじめとする関係機関の役割分担を再確認し、各々の機能を十分に発揮することが大切である。市町村の行財政改革、農協の合併や収支の悪化などで、関係機関の指導機能が低下している中、普及事業が自ら有する人材やノウハウを活用し、積極的に地域の営農指導体制を支援しなければならない。特に営農指導員の育成について、農協だけに任せるのではなく、普及事業は現場での講師や研修会の設置などの部分で支援すべきである。改良普及員と営農指導員がそれぞれの持ち場で各自の能力を発揮できることによって、はじめて普及事業の重点化や効率化を図ることができ、改革を成功に繋げることができる。

もう一つの課題は、普及の高度化を図るため、いかに普及指導員の資質を向上させるのか、ということである。今回の制度改正で、普及職員の資質向上

のため、資格試験受験要件を大学院生まで引き上げたのである。高度な専門知識を有する普及職員が一定の割合で必要であるが、果たして全員がそうでなければ今後の普及事業が展開できないのか、あるいは、大学の教育について、学問の専門分化が進み、農学が弱体化している中、受験要件を大学院生まで引上げるのは果たして本当に資質向上につながるのか、という疑問の声が多い。普及指導員の資質向上を図る際には、いったい何のための資質向上なのか、どこまで資質向上を図らないといけないのかについて明確にする必要がある。農家規模の拡大や法人化に伴い、高度な技術指導だけではなく、コンサルタント機能の強化も営農支援組織に求められる。このような多様な農家のニーズに対応するために、コンサルタント機能をしっかり持つ普及指導員の養成が必要となる。ただ、普及指導員のコンサルタント機

能をどこまで強化すべきかという問題は残る。規模が大きい農家ほど経営指導のニーズが高くなるが、大規模農家や農業生産法人へのコンサルタント指導は民間の専門家にまかせる方向も考えられる。あるいは、一部の普及指導員にコンサルタントの専門資格を取得させることで、農業にも専門的なコンサルタントにも精通する普及職員を養成する方法もある。普及事業を公的試験研究機関における成果としての新品種・技術の普及を主とする無料サービスとコンサルタントを主とする有料サービスに分化していく方向も考えられるだろう。

#### 参 考 文 献

- [1] JA鹿児島県中央会『JAグループ鹿児島営農指導体制整備強化方策』2004年

## Current Status of the Agricultural Extension System after Implementation of the Agricultural Extension Act

— A Case Study in Kagoshima Prefecture —

Ya ZENG and Kunihiro AKIYAMA<sup>\*</sup>

(*Laboratory of Farm Management*)

### Summary

The purpose of this study is to discuss current status of the agricultural extension system after implementation of the Agricultural Extension Act based on a case study in Kagoshima Prefecture.

Results of this study are summarized as outlined below.

Firstly, extension specialists are still placed in Kagoshima Prefecture. The point is how to make good use of these specialists in extension system.

Secondly, the total cooperative extension funds did not necessarily decrease though the national funds were reduced. In Kagoshima Prefecture that is an agricultural prefecture, the total funds had surely increased a little.

Thirdly, the extension service continues well even though the agricultural extension organizations were integrated with other administrative sections.

Fourthly, as the remaining problems, fostering maximum capacity of extension agents and, forming strong collaboration networks through the agricultural extension system, the agricultural cooperatives, local governments and farmers were mentioned.

**Key words** : agricultural extension system, Kagoshima prefecture, advisory specialists, agricultural cooperatives, farm management guidance

<sup>\*</sup>: Correspondence to: Kunihiro AKIYAMA (Laboratory of Farm Management)

Tel: 099-285-8623, E-mail: akiyama@agri.kagoshima-u.ac.jp